

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期-続報⑧」について

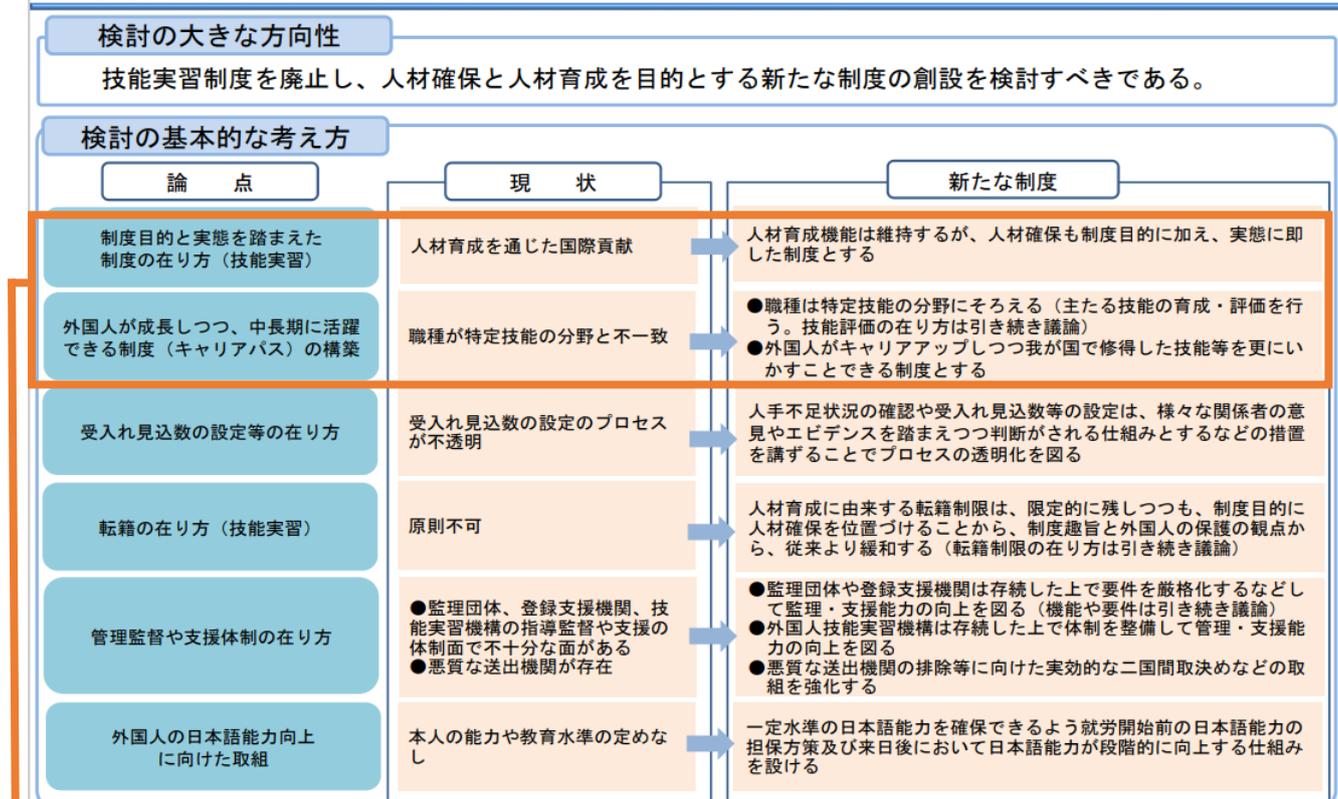
情報通信183号の続報です。「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」第5回目（4/10開催）**中間報告書（たたき台）**が出入国在留管理庁HPで公開されています。**中間報告書は4月下旬に出されるようです。**

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00063.html

中間報告書たたき台（概要）

資料2-2

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成）



資料 2-1 「中間報告書（たたき台）」24頁～25頁

第4 検討の方向性

1 技能実習制度と特定技能制度の制度趣旨について

(1) 制度目的（人材育成を通じた国際貢献）と実態（国内での人材確保や人材育成）を踏まえた制度の在り方（制度の存続や再編の可否を含む。）（技能実習）

○ 技能実習生が国内の企業等の労働力として貢献しており、制度目的と運用実態の乖離が指摘されていることにも鑑みると、今後も技能実習制度の目的に人材育成を通じた国際貢献のみを掲げたままで労働者として受入れを続けることは望ましくないことから、現行の技能実習制度を廃止し、人材確保及び人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討すべきである。

○ 技能実習制度が有する人材育成機能は、未熟練労働者として受け入れた外国人を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成することで、国内で引き続き就労する場合は身に付けたスキルを生かして活躍でき、国内産業にも貢献するとともに、帰国する場合はそのスキルを生かすことにより国際貢献につながるため、新たな制度にも目的として位置付けることを検討すべきである。

(2) 外国人が成長しつつ、中長期に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）

○ 新たな制度と特定技能制度は、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討すべきである。

○ 人材育成の観点から、外国人が修得する主たる技能等について、育成・評価を行うことによるスキルアップの見える化を前提として、特定技能制度への移行を見据えた幅広い業務に従事することができる制度とする方向で検討すべきである。その際、修得した技能の習熟度を客観的に測定することは重要であり、技能評価の在り方についても、技能検定や技能実習評価試験等の運用状況も踏まえながら、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする。

○ さらに、我が国の企業等が魅力ある働き先として選ばれるために、外国人や雇用主のニーズに応じて、我が国で修得した技能等を更にかすことのできる仕組みとする方向で検討すべきである。